

<申請ができる方>

【児童が18歳未満の場合】（代理人による申請）

- (1) 対象児童の保護者
- (2) 対象児童が入所している児童養護施設、障害児入所施設またはファミリーホームの施設長
- (3) 対象児童の里親
- (4) 対象児童の未成年後見人

【児童が18歳の場合】（本人または代理人による申請）

- (1) 対象児童本人
- (2) 対象児童の保護者
- (3) 対象児童が入所している児童養護施設、障害児入所施設またはファミリーホームの施設長
- (4) 対象児童の里親
- (5) 対象児童の成年後見人
- (6) 対象児童の代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人

※ 対象児童本人以外の方(代理人)が申請を行う場合は、対象児童の本人確認書類の写しに加え代理人の本人確認書類の写し（施設長や里親が申請する場合を除く）と、代理人の資格を確認できる書類の写しの提出が必要です。

※ 対象児童本人が18歳の場合、本人自署の委任状がある場合のみ代理で申請ができます。

<代理人の資格を確認できる書類について>

- ・ 保護者の場合・・・対象児童の戸籍謄抄本等
- ・ 児童養護施設、障害児入所施設またはファミリーホームの施設長（管理者）の場合・・・対象児童の入所証明書を以て「代理人の資格を確認できる書類」に代えることができます。その場合は、必ず施設長印（管理者印）を押印してください。
- ・ 里親の場合・・・措置決定通知書の写し
- ・ 未成年後見人の場合・・・対象児童の戸籍謄抄本等
- ・ 成年後見人の場合・・・登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のものに限る）
- ・ 保佐人及び補助人・・・登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のものに限る）、代理権目録

(注) 登記事項証明書や戸籍謄抄本は原本ではなく、必ず写しを提出してください。
返信用封筒をいただいても、原本は返送できませんので、注意をお願いいたします。

<本人確認書類について>

申請には申請者の本人確認書類と対象児童の本人確認書類が必要です。
本人確認書類として有効な書類は以下のとおりです。

<1点のみで本人確認できる書類>

- ・ マイナンバーカード
- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書

<2点で本人確認できる書類>

- ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者であることが確認できる書類
- ・ 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員であることが分かる書類
- ・ 私立学校教職員共済制度の加入者であることが分かる書類
- ・ 国民年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ マイナンバーの記載がない住民票の写し
- ・ 官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって市長が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る）。